

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

古河市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置（東経 139 度 45 分、北緯 36 度 10 分、東西 16.06km、南北 12.58km）し、西側は埼玉県、北側は栃木県、東側は結城市及び八千代町、南側は坂東市、五霞町及び境町に接している。市内には J R 宇都宮線古河駅があり、東京都心まで約 1 時間の距離という地理的条件に加え、国道 4 号、新 4 号国道や国道 125 号、354 号などの広域的道路が東西南北に走り、交通の利便性を高めている。

当会の管轄する地域の総面積は 102.58 k m²（古河市全体総面積 123.58 k m²、標高 10～25m）の概して平坦な地形である。台地は洪積層、低地は利根川、渡良瀬川沿岸の沖積地層で往時は湿地又は沼地として占めていたが、ほとんどが埋め立てられ、水田又は住宅地として利用されている。

(洪水：ハザードマップ)

利根川流域の平均降雨量が 491mm（3 日間）の最大規模で想定された当市のハザードマップによると、当会の本所（総和事務所）が立地する地域においては 0.5m～3.0m 未満の浸水が予想されているほか、利根川に近い地域では 5.0m～10.0m 未満と 2 階の天井以上まで浸水すると予想されており、また地域の雇用と経済を支えている大規模工業団地（北利根工業団地）周辺では最大 5m の浸水被害が想定されている。

一方、当会の支所（三和事務所）が立地する地域においては、想定最大規模であっても浸水被害はないと予想されている。

市内の主要産業である食料品製造業や自動車関連部品製造業、金属加工業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

【これまでの被災履歴】

最近では利根川の氾濫による大きな災害はほとんどなくなったが、宅地化や道路環境の変化により中小河川の溢水・越水等が目立っている。特に平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、人的被害を含め、半壊、床下浸水、道路冠水通行止などの被害が発生している。

(土砂災害：ハザードマップ)

茨城県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の一覧によると、市内で傾斜地危険箇所指定された箇所があることから、大雨などにより土砂災害が想定される。

(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で高い確率で発生すると言われている。特に、国（内閣府）が設定した首都直下の M 7 クラスの地震で、古河市に影響を与えるとされる地震のうち、最も大きな被害が想定されているのが茨城・埼玉県境地震であり、本市の一部では最大震度 6 強の地震となると想定されている。また、旧古河地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

感染症の場合、自然災害と違い全業種が即時事業停止に陥ることはなく、時間差で事業継続に影響がでてくる。飲食店の場合は、休業要請に伴う休業や時短営業による影響、また小売・サービス業を含めて外出自粛による消費力低下により売上が急減する。

製造業や建設業においては、海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注の停止や着工遅延やキャンセルなどの影響がでる。

また、当市の主要産業である自動車部品製造業、金属加工業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者数 3, 118人
- ・ 小規模事業者数 2, 430人

(うち事業継続力強化に取り組んでいる古河市内の事業者は49件、うち小規模事業者は40%程度である) 出典：中小企業庁「事業継続力強化計画」認定事業者一覧(2023年～2025年)

当会管轄内事業所数及び構成比

	R3 経済センサス		備考(事業所の立地状況等)
	事業所数	構成比	
建設業	650	20.8%	全業種とも市内全域に広く分散している
製造業	518	16.6%	
卸売業、小売業	800	25.7%	
サービス業	1,150	36.9%	
合計	3,118	100.0%	
うち小規模事業者数	2,430		

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 地域防災計画の策定、古河市防災会議による防災計画の推進
- ・ 災害時相互応援協定、災害時協力協定の締結
- ・ 防災協力事業所の登録
- ・ 防災無線等による情報伝達体制の構築
- ・ 避難所・避難場所・さいごの逃げ込み施設の指定
- ・ 図上訓練・水害対応総合訓練等の実施
- ・ 自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした地域防災勉強会・出前講座の開催
- ・ 古河市洪水ハザードマップ・ガイドブックの作成/配布
- ・ 古河市自主防災組織活動補助金交付要綱に基づく助成
- ・ 古河市防災士資格取得補助金交付要綱に基づく助成
- ・ 車両避難場所の確保

2) 当会の取組

- ・ 域内の小規模事業者における事業者BCP(事業継続力強化計画を含む)(以下、事業者BCPとする)に関する国の施策の周知
- ・ 古河市が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。
- ・ 事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知する

とともに、策定の必要性を啓発した。

- ・リスク管理の啓発チラシを商工会の事業説明会や加入時、巡回・窓口指導時に配布し、制度説明を行い提携損害保険会社への加入促進を実施
- ・国や県、市の依頼に基づき被害状況や事業活動への影響調査を実施
- ・市のハザードマップを来館者がパンフレットなどを手に取るコーナーに常備
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）を備蓄

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 3者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 5者
- ・市内主要産業である自動車部品製造業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率3%
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回（近隣5商工団体共催・会議所含む）

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②当市防災課、産業戦略課、当会で常日頃から緊密な連絡調整を図り、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、域内金融機関、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・市内の主要産業である自動車部品製造業が多く集積する総和地区、地域経済圏の中心となる旧古河地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が1%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①年5者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ②市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を3%
- ③主要産業である自動車部品製造業、金属加工業の小規模事業者においては策定率を5%
- ④地域経済の中心である旧古河地区の小規模事業者においては策定率を5%
- ⑤損害保険加入の取組を3者に対して行う。
- ⑥上記目標達成のため、年1回セミナー及び説明会、個別相談会を開催する。

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する
- ・域内小規模事業者の事業継続力強化計画の作成状況を巡回指導やアンケートにより情報収集
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyoykyojinka/risk_finance_sheet.html
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

- ・防災無線を用いた情報伝達訓練の実施（年度に4回）
- ・古河市水害対応総合訓練への参加を促す
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・事業者BCPの策定後1年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する
- ・地域経済や産業におけるサプライチェーン全体で事業継続力を底上げすることを目的に同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する

（5）関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼
- ・猿島地区に立地する商工会・商工会議所との合同でセミナー等共催

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する

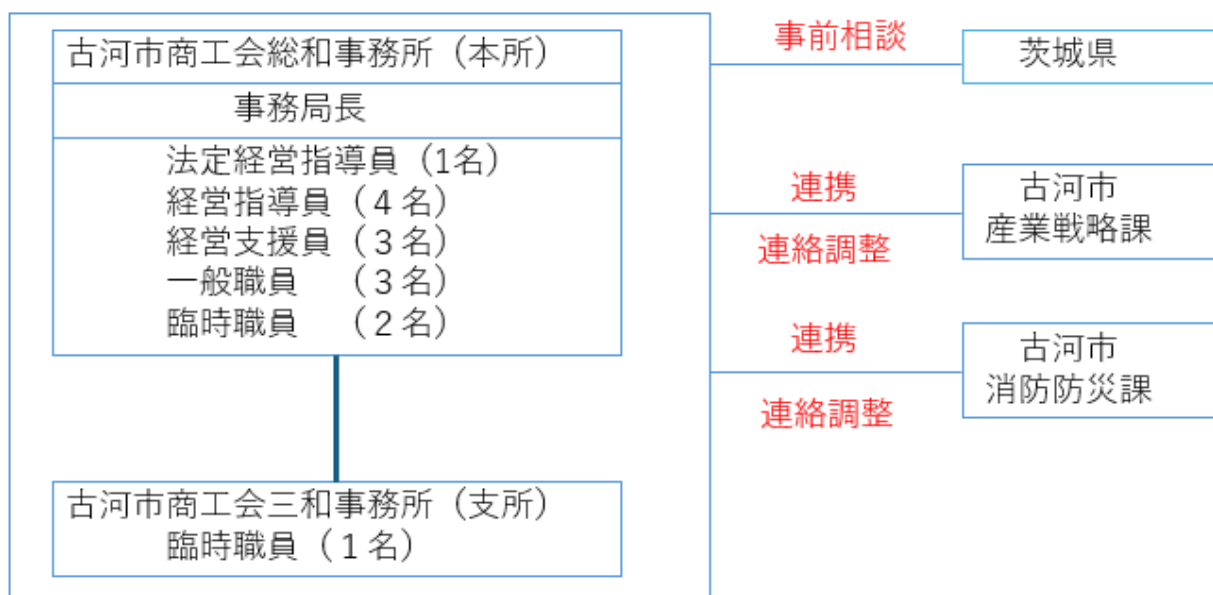
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当会、本市産業戦略課・消防防災課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、常日頃から緊密な連絡調整により情報共有を図る
- ・ また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を3地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員4名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員4名、経営支援員3名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と古河市で情報共有並びに評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 中村和喜（連絡先は後述）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 中村和喜は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

古河市商工会経営支援課

〒306-0204 茨城県古河市下大野 2209-9

TEL：0280-92-4500/ FAX：0280-92-4502

E-mail：info@kogasyo.or.jp

②関係市町村

古河市役所産業戦略課

〒306-8601 茨城県古河市長谷町 38-18

TEL：0280-22-5111/ FAX：0280-22-5189

E-mail：sangyo@city.ibaraki-koga.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・専門家派遣費 (集団・個別)	300	300	300	300	300
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ 制作製費	100	100	100	100	100
・防災、感染症 対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、古河市補助金、茨城県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

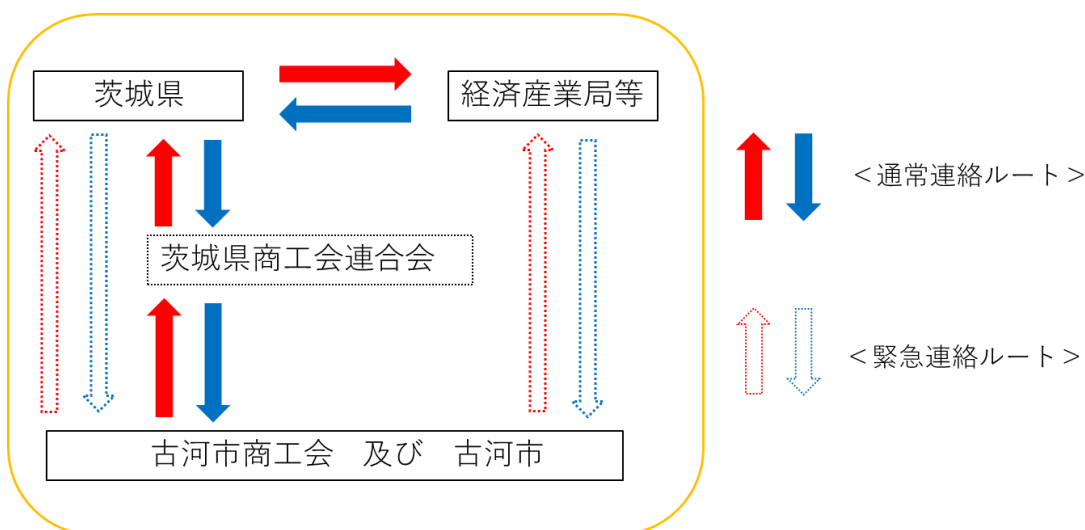
- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当会が報告した内容について確認を行う。



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、古河市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした対口支援体制に基づき、災害対応を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。